

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その
上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第4回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

生命保険を活用した 相続対策の質問を受けた…



生

命保険は、相続税納税や代償金等の準備としてだけでなく、相続税の節税効果や遺産分割を円滑に行う効果があります。

相続や遺贈により財産を取得した人は、所定の相続税額を相続発生から10カ月以内に、原則金銭一括納付しなければなりません。

相続財産に相続税を支払うのに十分な預貯金等があれば問題はありませんが、遺産の多くが不動産である場合は、納税のための金銭を確保する必要があります。

また不動産を1人の相続人が単独で相続し、代わりに金銭を他の相続人に支払う「代償分割」においても、不動産を取得する相続人が代償金に相当する金銭を準備しておく必要があります。

こうした際、相続税や代償金の準備として活用できるのが生命保険です。中でも、終身保険タイプ

は必要な資金を準備するのに適しています。終身保険は保険契約締結後、死亡時によほどのことがない限り一定の保険金が受け取れるためです。

一方、定期保険タイプは、資金準備には向いていません。終身保険と比較すると保険料は安くありませんが、保険期間満了後に死亡した場合は保険金を受け取ることができません。期間満了後に改めて保険に加入する等の対策が別途必要になります。

相続税の節税や 遺産分割対策に有効

受け取った生命保険金は、相続税を軽減する効果もあります。相続人が受け取った死亡保険金のうち、「500万円×法定相続人の数」までは相続税が課税されません。

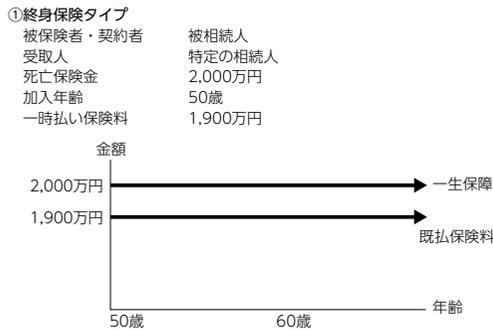
例えば相続人が配偶者と子2人の合計3人である場合、死亡保険金のうち1500万円まで相続税がかかりません。被相続人を被保険者とする生命保険に入っていない場合、保険料を一時払いで1500万円を支払い、死亡保障1500万円の終身保険に加入すれば、預貯金のうちの1500万円を課税対象外にできます。

また生命保険は、遺産分割トラブルを防ぐ効果があります。

遺言書がない場合、相続人全員の話し合いで遺産分割を行います。その点、死亡保険金は保険契約によってあらかじめ受取人が定められています。したがって遺産分割の対象となる相続財産に含まれず（死亡保険金は財産的価値があるため、相続財産とみなされて相続税が課せられる）に、死亡保険金を受け取ることができます。



図表1 納税資金準備における
生命保険のタイプ



図表2 死亡保険金の課税

※被相続人が被保険者であることを前提

保険料負担者	保険金等受取人	課税関係	課税上のポイント
A	A	所得税	一時所得 = (保険金 - 保険料 - 50万円)
B	A	贈与税	(保険金 - 非課税枠 110万円) ※暦年課税の場合
被相続人	A	相続税	相続税の非課税枠 500万円 × 法定相続人の数

遺産分割協議には相当の時間が
かかりますが、死亡保険金の受取
りは数日を要するのみです。
**3者をだれに設定するかで
税金の種類が異なる**
生命保険契約には、①被保険者
②保険料負担者(Ⅱ保険契約者)
③保険金受取人の3者が存在しま
す。その3者をだれに設定するか
によって、課される税金の種類が
異なりますので注意が必要です。
被相続人が被保険者であるとい
う前提でまとめてみました(図表
2)。どのパターンであっても、

被相続人の死亡により相続人Aは
保険金を手にしますから、相続税
の納税等に充てることができま
す。ただし受け取った保険金に対
して課税される税金が違います。
まず、保険料負担者と保険金受
取人が被相続人以外の者で同一人
物(ⅡA)の場合、もともと自分
の財産(保険金受給権)を被相続
人の死亡によって、保険金という
形で取得し、Aに対し一時所得と
して所得税・住民税の課税対象と
なります。被相続人に保険料を負
担する資金が不足している場合
は、検討の余地があります。

次に、保険料負担者と保険金受
取人が被相続人以外の者で同一人
物でない(A、B)である場合
は、死亡保険金は保険料負担者B
から保険金受取人Aへの贈与とし
て取り扱われ、Aに対し贈与税が
課税されます。贈与税の税率は高
くなるためお勧めできません。
最後は、被相続人が保険料を負
担しているケースです。この場
合、被相続人から死亡保険金を相
続により取得したとみなされ、相
続税が課税されます。被相続人に
保険料を支払うだけの預貯金があ
れば、お勧めできる提案です。☑

ここまで
やるべき!



- 相続税の納税資金準備には、死亡時に一定の保険金を受け取れる終身保険タイプが適している。定期保険タイプは保険期間満了後に死亡した場合は保険金を受け取れないため適していないことを覚えておこう
- 被保険者、保険料負担者、保険金受取人を、だれに設定するかによって、課される税金の種類が異なる。お客様の意向をヒアリングしつつ、どんな税金がかかるのかアドバイスしよう